

# 監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

平成31年2月5日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

## 1 監査のテーマ

公の施設の使用料について

## 2 監査の対象

条例に使用料の徴収及び減免についての規定がある公の施設のうち、広く市民の活動の場として利用されている施設における、平成29年度に取扱った使用料（会議室や運動場等の貸出の対価、施設の入場料の性格を持つものをいい、指定管理者制度を導入した施設（以下「指定管理施設」という。）における利用料金を含む。）の徴収及び減免に係る事務並びに使用料の算定に係る事務。

ただし、行政財産の目的外使用料及び市営住宅など専ら特定の者の利用に供される施設の使用料を除く。

## 3 監査の期間

平成30年8月1日から平成31年1月29日まで

## 4 監査の方法

監査の対象となる公の施設の使用料について、調査票による照会、関係書類等の調査及び関係職員からの聞き取り等により実施した。

## 5 監査の結果

別冊報告書のとおり

平成30年度

# 行政監査報告書

「公の施設の使用料について」

山形市監査委員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した結果は、次のとおりである。

平成31年2月4日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	齊	藤	栄	治

## 目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	予備監査対象の使用料等一覧	3
第3	予備調査の結果	4
1	公の施設の使用料に係る概要	4
(1)	直営又は指定管理施設の別	4
(2)	使用料の徴収者	4
(3)	指定管理者の場合の主な運営収入	5
(4)	減免に関する条例の規定	5
(5)	減免基準の有無	6
2	平成29年度使用料徴収件数及び金額等	6
(1)	使用料徴収件数等	6
(2)	使用料徴収金額	6
(3)	使用料減免件数等	7
(4)	使用件数等（使用料徴収及び減免の合計）	7
(5)	冷暖房設備その他設備の有無	7
(6)	冷暖房料その他実費徴収の有無	8
(7)	冷暖房料その他実費の減免の有無	8
第4	監査の結果	9
1	使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行われているか。（着眼点1）	9
(1)	指定管理者に指定した際、利用料金の額について承認をしていないもの	9
(2)	使用変更の許可申請に係る使用料を誤って減額して決定しているもの	9
(3)	使用料の減免について、市長名で決定通知していないもの	10

(4) 使用料の減免の決定に係る起案文書に、減免基準の適用条項を記載していない もの .....	1 0
(5) 使用料の還付の決定に係る起案文書に、規則の適用条項を誤って記載している もの .....	1 1
(6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの .....	1 1
2 使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。 (着眼点 2) .....	1 2
(1) 減免基準の内容が明確でないもの .....	1 2
3 使用料の算定根拠は明確になっているか。(着眼点 3) .....	1 3
(1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの .....	1 3
第 5 監査の意見 .....	1 4

## 第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

## 第2 監査の概要

### 1 監査のテーマ

公の施設の使用料について

### 2 監査の目的

公の施設の使用料は、条例で定めるところにより、施設を使用又は利用する者から、その対価として徴収するものである。この使用料の算定や減免については、一定の明確な基準のもと、受益者負担の原則に十分配慮し、公平・公正に運用すべきものである。

このようなことから、広く市民の利用に供することを目的として設置された、公の施設における使用料の徴収及び減免に係る事務処理が適正に行われているかについて現状を調査し、改善すべき点がないかどうかの検証を行い、今後のより適切な施設の管理運営に資することを目的とする。

### 3 監査の対象

条例に使用料の徴収及び減免についての規定がある公の施設のうち、広く市民の活動の場として利用されている施設における、平成29年度に取扱った使用料（会議室や運動場等の貸出の対価、施設の入場料の性格を持つものをいい、指定管理者制度を導入した施設（以下「指定管理施設」という。）における利用料金を含む。）の徴収及び減免に係る事務並びに使用料の算定に係る事務。

ただし、行政財産の目的外使用料及び市営住宅など専ら特定の者の利用に供される施設の使用料を除く。

### 4 監査の期間

平成30年8月1日から平成31年1月29日まで

## 5 監査の実施方法

監査の対象となる公の施設の使用料に係る事務を調査・把握するため、全課等に対して調査票による照会（予備調査）をした結果、51の使用料に係る事務について回答があった。

そのうち、全回答件数の約2割を目処として、使用料徴収金額の多いもの、減免件数又は人数の多いもの、冷暖房料その他実費の減免の有無などに着目するとともに、直営（委託を含む。）又は指定管理といった施設の運営形態及び所管部課等に偏りのないよう11の使用料を選定し、関係書類等を調査（予備監査）するとともに、関係職員からの聞き取り等により実施した。

## 6 監査の着眼点

- (1) 使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行われているか。
- (2) 使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。
- (3) 使用料の算定根拠は明確になっているか。

予備監査対象の使用料等一覧

No.	使用料の名称※ <sup>1</sup>	直営又は指定管理 施設の別	所管部課等名
1	山寺芭蕉記念館入館料及び使用料	指定管理（利用料金 制導入）	企画調整部文化振興 課
2	清風荘使用料	直営	
3	保健センター会議室等使用料	直営	市民生活部健康課
4	大曾根さわやか荘浴室使用料	指定管理（利用料金 制導入）	福祉推進部長寿支援 課
5	児童遊戯施設ホール等使用料	指定管理	子育て推進部こども 保育課
6	山形まなび館使用料	直営（委託）	商工観光部山形ブラ ンド推進課
7	公園使用料	直営	まちづくり推進部公 園緑地課
8	山形駅東口交通センター駐輪場使用料	指定管理	まちづくり推進部道 路維持課
9	中央公民館ホール等使用料	直営	教育委員会社会教育 青少年課
10	総合スポーツセンター使用料（第一体育館 競技場及び第二体育館大会議室）※ <sup>2</sup>	指定管理（利用料金 制導入）	教育委員会スポーツ 保健課
11	球技場使用料	指定管理（利用料金 制導入）	

※<sup>1</sup> 使用料の名称について、直営施設及び指定管理施設で利用料金制を導入していない施設は予算書（予算に関する説明書）に記載された名称を、また、指定管理施設で利用料金制を導入している施設はそれぞれ条例に規定された名称を基本として記載した。

※<sup>2</sup> 総合スポーツセンター使用料について、総合スポーツセンター内の有料施設のうち、第一体育館競技場及び第二体育館大会議室のみを対象とした。



### 第3 予備調査の結果

全課等に対して調査票による照会をした結果、回答のあった51の使用料について、調査項目ごとに集計すると、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点以下第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

#### 1 公の施設の使用料に係る概要

##### (1) 直営又は指定管理施設の別

回答項目	件数	割合	摘要
直営施設	14	27.5%	総合スポーツセンター野球場を含む
指定管理施設	37	72.5%	総合スポーツセンター野球場以外の施設を含む
合計	51	100.0%	総合スポーツセンターについては、野球場は直営、それ以外の施設は指定管理であるため、個別に集計した

公の施設の運営形態をみると、指定管理施設が37件(72.5%)、直営施設が14件(27.5%)で、指定管理施設が7割を超えている。

##### (2) 使用料の徴収者

回答項目	件数	割合	摘要
市長	8	15.7%	
徴収事務受託者 <sup>※</sup>	6	11.8%	
指定管理者	37	72.5%	
合計	51	100.0%	

※ 徴収事務受託者は、地方自治法施行令第158条に規定する歳入の徴収又は収納の事務（以下「徴収事務」という。）の受託者をいう。

使用料の徴収者をみると、指定管理者が37件(72.5%)、市長が8件(15.7%)、徴収事務受託者が6件(11.8%)である。市長及び徴収事務受託者が使用料を徴収しているのは直営施設である。

### (3) 指定管理者の場合の主な運営収入

回答項目	件数	割合	摘要
指定管理料のみ	10	27.0%	
利用料金 <sup>※</sup> のみ	0	0.0%	
指定管理料及び利用料金	27	73.0%	
合計	37	100.0%	

※ 利用料金とは、指定管理施設において、使用料（本来、市の歳入となるもの）を、市の歳入でなく指定管理者の収入として収受させる料金制の導入を、条例で定めることにより収受させる料金をいう。

指定管理施設は、指定管理料のみで運営しているもの、利用料金制を導入し利用料金のみで運営しているもの、若しくはその両方により運営しているものに分かれる。なお、指定管理料のみで運営している施設の使用料については、徴収事務を委託している。

使用料の徴収者が指定管理者である37件について、主な運営収入をみると、指定管理料及び利用料金の27件（73.0%）で、7割を超えている。これは、利用料金制を導入し、指定管理料と合わせて運営しているものである。利用料金制を導入せず指定管理料のみで運営している施設は、10件（27.0%）である。利用料金のみで運営している指定管理施設はなかった。これは、主に介護保険法に規定するサービスを提供する施設が該当するが、専ら特定の者が利用する施設として、今回の調査対象には含めていないためである。

### (4) 減免に関する条例の規定

回答項目	件数	割合	摘要
個別事項 <sup>※1</sup> のみ	0	0.0%	
「特別の理由」 <sup>※2</sup> のみ	33	64.7%	
個別事項及び「特別の理由」	18	35.3%	
合計	51	100.0%	

※1 個別事項とは、身体障がい者手帳の交付を受けている者などと具体的に規定しているものをいう。

※2 「特別の理由」とは、「市長は、特別の理由（事由）があると認める（た）とき」と規定しているものをいう。

条例における使用料の減免に関する規定をみると、「特別の理由」のみが33件（64.7%）、個別事項及び「特別の理由」が18件（35.3%）であり、個別事項のみ規定しているものはなかった。条例で「市長は、特別の理由（事由）があると認める（た）とき」と規定しているものが全件である。

(5) 減免基準<sup>※</sup>の有無

回答項目	件数	割合	摘要
有り	49	96.1%	
無し	2	3.9%	
合計	51	100.0%	

※ 減免基準とは、条例施行規則のほか、要綱、要領その他内規で具体的な取扱基準を定めたものをいい、利用料金制を導入している指定管理施設における市長が定める基準により、利用料金を減免している場合の当該基準を含む。

使用料の減免基準の有無をみると、有りが49件（96.1%）で、無しが2件（3.9%）である。

2 平成29年度使用料徴收件数及び金額等

(1) 使用料徴收件数等

	件数等	摘要
合計 <sup>※</sup>	3,389,850 (件、人、台)	減額（一部減免）した件数等を含む
(内訳)	11,178 件	会議室使用料等
	1,199,488 人	入館料、浴室使用料等
	2,179,184 台	駐車場使用料、駐輪場使用料

※ 合計は、内訳の数の単純合計である。以下(3)、(4)も同じ。

平成29年度の使用料徴收件数等は、3,389,850件である。

(2) 使用料徴収金額

	金額	摘要
合計	1,039,423,707 円	

平成29年度の使用料徴収金額は、1,039,423,707円である。

ただし、利用料金制を導入し、使用料収入が市の歳入とならない指定管理施設における利用料金の徴収額を含むものである。

### (3) 使用料減免件数等

	件数等	摘 要
合 計	121,943 (件、人、台)	減額（一部減免）した件数等を含む
(内訳)	1,773 件	会議室使用料等
	118,426 人	入館料、浴室使用料等
	1,744 台	駐車場使用料、駐輪場使用料

平成29年度の使用料の減免件数等は、121,943件である。

ただし、利用料金制を導入し、利用料金の減免を指定管理者が決定する指定管理施設における減免件数等を含むものである。

### (4) 使用件数等（使用料徴収及び減免の合計）

	件数等	摘 要
合 計	3,507,825 (件、人、台)	重複する、減額（一部減免）した件数等3,968件を除く そのため、(1)使用料徴収件数と(3)減免件数との合計と合わない
(内訳)	12,924 件	会議室使用料等
	1,315,475 人	入館料、浴室使用料等
	2,179,426 台	駐車場使用料、駐輪場使用料

平成29年度の使用件数等は、3,507,825件である。

### (5) 冷暖房設備その他設備<sup>※</sup>の有無

回 答 項 目	件数	割合	摘 要
有り	30	58.8%	
無し	21	41.2%	公園、駐車場、駐輪場、運動場等
合 計	51	100.0%	

※ その他設備とは、照明や音響等の附属設備、プロジェクターやスクリーン等の備品類などをいう。

冷暖房設備その他設備の有無をみると、有りが30件（58.8%）、無しが21件（41.2%）である。

#### (6) 冷暖房料その他実費<sup>※</sup>徴収の有無

回答項目	件数	割合	摘要
冷暖房料のみ有り	1	2.0%	
その他実費のみ有り	10	19.6%	
冷暖房料及びその他実費有り	11	21.6%	
無し	29	56.9%	公園、駐車場、駐輪場、運動場等冷暖房がない21件、冷暖房相当分を使用料に算入している1件を含む
合計	51	100.0%	

※ その他実費とは、附属設備、備品類など冷暖房料以外の実費をいう。

使用料のほか冷暖房料その他実費徴収の有無をみると、無しが29件（56.9%）、冷暖房料及びその他実費有りが11件（21.6%）、その他実費のみ有りが10件（19.6%）、冷暖房料のみ有りが1件（2.0%）である。

冷暖房料を徴収しているのは合わせて12件（23.5%）、その他実費を徴収しているのは合わせて21件（41.2%）である。

#### (7) 冷暖房料その他実費<sup>※</sup>の減免の有無

回答項目	件数	割合	摘要
冷暖房料のみ有り	1	2.0%	
その他実費のみ有り	10	19.6%	
冷暖房料及びその他実費有り	11	21.6%	
無し	29	56.9%	公園、駐車場、駐輪場、運動場等冷暖房がない21件、冷暖房相当分を使用料に算入している1件を含む
合計	51	100.0%	

※ その他実費とは、附属設備、備品類など冷暖房料以外の実費をいう。

冷暖房料その他実費の減免の有無をみると、無しが29件（56.9%）、冷暖房料及びその他実費有りが11件（21.6%）、その他実費のみ有りが10件（19.6%）、冷暖房料のみ有りが1件（2.0%）であり、冷暖房料その他実費徴収の有無と同じであった。

## 第4 監査の結果

選定した11の使用料について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

### 1 使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行われているか。(着眼点1)

#### (1) 指定管理者に指定した際、利用料金の額について承認をしていないもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
10	総合スポーツセンター使用料（第一体育館競技場及び第二体育館大会議室）	教育委員会スポーツ保健課

総合スポーツセンターは、利用料金制を導入する指定管理施設である。利用料金制は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、条例で定めることにより導入することができる。

利用料金の額は、同第9項の規定により、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める必要があるが、総合スポーツセンター等の指定管理者に3期目の指定をした際、利用料金の額についての承認をしていなかった。これは、指定管理者が2期目と同じ団体であり、利用料金の額に変更がないため、所管課において承認手続は不要と判断したことによるものである。

地方自治法及び山形市総合スポーツセンター条例第15条第2項の規定に基づき、再び指定管理者に指定した際においても承認手続を行われたい。

#### (2) 使用変更の許可申請に係る使用料を誤って減額して決定しているもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
6	山形まなび館使用料	商工観光部山形ブランド推進課

山形まなび館は、直営施設である。使用許可及び使用変更・取消許可については所管課が行うが、施設の運営事業と使用料の徴収事務を運営事業者に委託している。

使用変更の許可においては、使用開始日の前10日までに変更許可申請があった場合のみ、市の許可決定を経て運営事業者が使用料を減額した金額で徴収することとなる。しかし、使用開始日の前10日を過ぎた後に変更許可申請があったものについても、使用料を減額した金額で決定し、徴収しているものがあつた。

利用者にとって公平性が損なわれることのないよう、山形まなび館条例施行規則第11条第1項の規定に則り、適正に取扱われるとともに、運営事業者に指導されたい。

### (3) 使用料の減免について、市長名で決定通知していないもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
5	児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部こども保育課

児童遊戯施設の名称は「べにっこひろば」である。利用料金制を導入しない指定管理施設で、専用使用に係る使用料は市の歳入として収入している。ただし、使用料の徴収事務を指定管理者に委託している。

減免の決定に係る決裁を所管課が行っておらず、市長名で減免の申請者への減免決定通知をしていなかった。徴収事務受託者（指定管理者）が、市長名でなく徴収事務受託者（指定管理者）名で減免決定通知していたものである。

これは、利用料金制を導入していないにも係わらず、使用料の減免等について、指定管理の基本協定書に係る仕様書の「指定管理者が行う業務」に記載していたことが原因と考えられる。

地方自治法施行令第158条の規定に基づく歳入の徴収又は収納の委託の範囲については調定から収納までとされ、減免については行政権の主体（市長）がその責任において処理すべきものであり、減免業務を委託の対象とすることはできないと解されている。

減免については、所管課において適否を決定し、市長名で通知されるよう改められたい。

### (4) 使用料の減免の決定に係る起案文書に、減免基準の適用条項を記載していないもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
6	山形まなび館使用料	商工観光部山形ブランド推進課

山形まなび館は、直営施設である。使用料の減免については、山形まなび館条例第8条で、「市長は、特別の理由があると認めるとき」に減免することができ、減免申請があったときは、同条例施行規則第10条で、その内容を審査し、減免を決定する旨を規定している。

具体的な減免の決定については、内規で「山形まなび館使用料の減免に関する取扱い基準」を定めている。しかし、減免の決定に係る起案文書では、根拠となる減免基準の適用条項が記載されていなかった。

根拠となる減免基準を十分確認のうえ、減免手続を行われるよう留意されたい。

#### (5) 使用料の還付の決定に係る起案文書に、規則の適用条項を誤って記載しているもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
5	児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部こども保育課

べにっこひろばの専用使用に係る使用料は市の歳入であり、使用料を還付すべき事由が生じたときは、山形市児童遊戯施設条例第9条及び同条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、所管課が還付事務を行っている。

使用料の全額還付の決定にあたって、起案文書に記載する根拠規定の適用条項を誤り、使用取消しの許可に基づく全額還付の適用条項（第2号ア）とすべきところ、使用変更の許可に基づく減額還付の適用条項（第2号イ）を記載しているものがあった。ただし、申請者には全額を還付しており影響はなかった。

根拠規定の適用条項については、誤りのないよう確認のうえ事務手続を行われるよう留意されたい。

#### (6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
2	清風荘使用料	企画調整部文化振興課
5	児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部こども保育課
9	中央公民館ホール等使用料	教育委員会社会教育青少年課

No.2 清風荘及びNo.9 中央公民館は、直営施設である。No.5 べにっこひろばは、利用料金制を導入しない指定管理施設であり、使用料は市の歳入である。

いずれも冷暖房料の収入について、使用料の歳入科目で収入していた。

冷暖房料については、いずれも条例別表の備考で、使用者から実費の範囲内で別に定める冷暖房料を徴収する旨を規定している。具体的な冷暖房料の金額については、No.2 清風荘については起案文書で、また、No.5 べにっこひろば及びNo.9 中央公民館については条例施行規則で、それぞれ定めている。

地方自治法第228条第1項で、使用料に関する事項については、条例で定めなければならないと規定されている。使用料について条例で規定すべき事項は、納入義務者、金額、徴収の時期及び方法等である。その細目は条例から規則へ委任することができるが、その一件当たりの金額は条例中に規定しておくべきで、金額そのものを条例から規則へ委任し



てしまうことは適当ではないとされている。

冷暖房料については、条例に金額が規定されていない実費徴収金であり、地方自治法第225条に規定する使用料とはいええないものである。使用料の歳入科目で収入するのではなく、雑入として収入するのが適当である。

なお、No.2清風荘については、昭和54年10月26日決裁の起案文書で、冷暖房料は「雑入」として収納することで決裁を得ている。

## 2 使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。(着眼点2)

### (1) 減免基準の内容が明確でないもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
7	公園使用料	まちづくり推進部公園緑地課

都市公園は、直営施設である。使用料の減免については、山形市都市公園条例第22条で、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるとき」に減免することができることを規定している。

具体的な減免の決定にあたっては、内規で減免基準を定めている。基準の減免区分について、本市の部課等の事業等で使用するときは減免率100%と定めているが、それ以外の国・県、公益法人や町内会など申請団体等に応じた区分では、全て減免率を「その都度定める」としているため、明確な基準となっていない。

使用料の減免は、発生した使用料の納付義務を消滅させるものであり、一定の明確な基準のもとで公平かつ公正に適用すべきものである。市民や利用者に対して説明責任を果たすためにも、申請団体による区分及び使用目的のほか、減免率についても、より具体的な基準を定めることを検討されたい。

なお、他の市有施設においては、利用者の構成内容によって、減免率を50%又は100%としている例もある。

### 3 使用料の算定根拠は明確になっているか。(着眼点3)

#### (1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの

No.	使用料の名称	所管部課等名
1	山寺芭蕉記念館入館料及び使用料	企画調整部文化振興課
2	清風荘使用料	企画調整部文化振興課
4	大曾根さわやか荘浴室使用料	福祉推進部長寿支援課
6	山形まなび館使用料	商工観光部山形ブランド推進課
7	公園使用料	まちづくり推進部公園緑地課
8	山形駅東口交通センター駐輪場使用料	まちづくり推進部道路維持課
9	中央公民館ホール等使用料	教育委員会社会教育青少年課
10	総合スポーツセンター使用料（第一体育館競技場及び第二体育館大会議室）	教育委員会スポーツ保健課

いずれも施設の供用開始にあたり使用料を設定した際の算定根拠資料が保存されておらず、設定時の算定根拠が現在では不明となっていた。使用料の設定時においては、明確な算定根拠があったものと考えられるが、年数の経過に伴い算定根拠を記載した文書が引き継がれない状況にあることが推測される。

一方、表に記載のないNo.3 保健センター、No.5 べにっこひろば、No.11 球技場の算定根拠資料は保存されていた。この3施設は、平成12年度以降に供用開始された比較的新しい施設である。

なお、使用料については、これまでも随時、全庁的に見直しを行ってきた経緯がある。見直しの中では、使用料算定の基礎となる管理運営経費について、人件費や光熱水費など諸物価等の変動を反映し原価の明確化を図るとともに、その都度、使用料の適切性について検証を実施している。その見直し時の算定根拠資料も所管課において保存されていないものがあつた。

利用者に応分の負担を求めるには、使用料の算定根拠を明確にし、説明責任を果たす必要があることから、所管課として原価計算の内容等を把握しておくことが重要である。今後、新たに使用料を設定する際や随時見直しを行う際は、根拠資料の保存について特に留意されたい。

## 第5 監査の意見

今回の行政監査は、広く市民の利用に供することを目的として設置された、公の施設における使用料の徴収及び減免に係る事務処理が適正に行われているかについて現状を調査し、改善すべき点がないかどうかの検証を行い、今後のより適切な施設の管理運営に資することを目的として実施したところである。

監査対象として選定した11件について、着眼点ごとに監査の結果を述べたが、以下の点について特に留意されたい。

着眼点1「使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行われているか。」について、指定管理者に指定した際、利用料金の額について承認をしていないもの、使用変更の許可申請に係る使用料を誤って減額して決定しているもの、使用料の減免について市長名で決定通知をしていないものなどが見受けられた。直営施設であるか指定管理施設であるかを問わず、所管課においては、市と指定管理者又は徴収事務受託者の権限を再認識するとともに、指定管理者制度を総括する行革推進課、指定管理者及び徴収事務受託者と連携を密にし、地方自治法や条例等の規定に基づき適正に事務を執行されたい。

また、冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているものが見受けられたが、冷暖房料は条例に規定されていない実費徴収金であり、地方自治法第225条に規定する使用料とはいえないものである。そのため、雑入として収入するのが適当であると考えるが、歳入科目については、全庁的に対応が必要となるものであるため、改めて考え方を整理し、統一的な取扱いとなるよう検討されたい。

着眼点2「使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。」について、減免に関する条例の規定は「市長は、特別の理由（事由）があると認める（た）とき」とのみ定めている施設が多く、その具体的な該当理由（事由）については、内規で減免基準として定めている施設が多い状況であるが、基準の内容が明確でないものが見受けられた。使用料の減免は、市民の活動に対する支援や経済的・社会的弱者への配慮といった政策的な観点から設けられ、施設の設置目的に沿った利用促進に一定の効果をあげていると考えるが、あくまで特例的な措置であり、発生した使用料の納付義務を消滅させるものであることから、厳正に適用し決定すべきである。減免基準が明確でないものについては、明確化・具体化を検討し、より公平・公正な運用を図られたい。

着眼点3「使用料の算定根拠は明確になっているか。」について、施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているものが見受けられた。また、使用料の見直しを全庁的に実施してきた際の算定根拠資料についても保存されていないものがあった。

利用者に応分の負担を求めるには、使用料の算定根拠を明確にし、説明責任を果たす必要があることから、所管課として原価計算の内容等を把握しておくことが重要である。今後、新たに使用料を設定する際や随時見直しを行う際は、根拠資料の保存について特に留意されたい。

公の施設については、市民サービスの向上を図るため、平成15年の地方自治法改正による指定管理者制度の導入以来、その運営管理形態が多様化している。このような中で、市と指定管理者又は徴収事務受託者の権限について、特に指定管理施設の場合は徴収事務委託や利用料金制導入の有無などによっても異なるので、十分に認識のうえ、使用料の徴収や減免に係る事務を執行されたい。

また、現在の山形市第5次行財政改革プランにおいては、推進項目「安定した歳入の確保」を掲げ、具体的取組事項「受益者負担の適正化」の指標に「随時見直し」を示している。取組を進めるためにも使用料の算定根拠を常に把握し、見直し時に活用されたい。

少子高齢化や人口減少社会の進行など社会情勢が変化し、行政ニーズも多様化する中で、公の施設に係る行政サービスを継続して提供していくためには、受益と負担のバランスについても考慮することが重要であり、今後、利用に係る受益者負担を明確にし、説明責任を果たすことが一層求められるものと考え。今回の監査の対象とならなかった所管部課等を含め、改めて使用料の徴収や減免に係る事務が適正に執行されているか現状を把握されるとともに、必要に応じて改善を行われ、今後、より一層適切な施設の管理運営が図られるよう要望する。